

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定委員会
「学校案内等制作広報業務委託に係る企画提案審査委員会」設置要綱

(設置)

第1条 学校案内等制作広報業務を行わせる者を選定するに当たり、適切かつ公正な審査を行うため、「学校案内等制作広報業務委託に係る企画提案審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関する企画提案書の審査
- (2) 業務委託候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 審査委員会は、別紙名簿に記載された者をもって構成する。

- 2 審査委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、山梨県立産業技術短期大学校事務局長とする。
- 4 委員長は、会務を総括する。

(会議)

第4条 審査委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第5条 審査委員会の事務局は、山梨県立産業技術短期大学校に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、令和8年8月14日から施行し、委託契約日をもって廃止する。

【別紙】

所 属	職 名	氏 名	備 考
山梨県立産業技術短期大学校	事務局長	佐原 淳仁	委員長
山梨県立産業技術短期大学校	教務指導部長	久保田 薫	
山梨県産業技術センター デザイン技術部	主任研究員	佐藤 博紀	
山梨県立産業技術短期大学校 後援会	会長	中田 剛	
山梨県立産業技術短期大学校 同窓会	副会長	塩島 匠	